

議案第 2 2 号

京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例の一部改正について

京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 3 年政令第 2 9 6 号）により、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例(平成25年京丹後市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

- (3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例(平成25年京丹後市条例第15号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例 平成25年3月29日 条例第15号 第1条～第8条 (略) (都市下水路の維持管理に関する基準) 第9条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)	京丹後市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定める条例 平成25年3月29日 条例第15号 第1条～第8条 (略) (都市下水路の維持管理に関する基準) 第9条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>